

## 参照条文

### ○薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

#### （調剤の場所）

第二十二条 薬剤師は、医療を受ける者の居宅等（居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。）において医師又は歯科医師が交付した処方せんにより、当該居宅等において調剤の業務のうち厚生労働省令で定めるものを行う場合を除き、薬局以外の場所で、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下この条において同じ。）の調剤所において、その病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は獣医師の処方せんによつて調剤する場合及び災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

#### （情報の提供）

第二十五条の二 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報を提供しなければならない。

### ○薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）

#### （居宅等において行うことのできる調剤の業務）

第十三条の二 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める調剤の業務は、薬剤師が、処方せん中に疑わしい点があるかどうかを確認すること及び処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認することとする。

## ○薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）

（情報提供等）

第三十六条の六 （略）

2 （略）

3 薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者をして、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない。

4・5 （略）

## ○救急救命士法（平成三年法律第三十六号）

（特定行為等の制限）

第四十四条 （略）

2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの（以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

## ○救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）

（法第四十四条第二項の厚生労働省令で定める救急用自動車等）

第二十二条 法第四十四条第二項の厚生労働省令で定めるものは、重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であつて、法第二条第一項の医師の指示を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するものとする。

## ○救急救命処置の範囲等について（平成四年指発第十七号）

1 法第二条第一項に規定する救急救命処置とは、「その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者（以下重度傷病者という。）が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なもの」であり、その具体的範囲は、別紙1のとおりであること。

2 法第四十四条第一項及び救急救命士法施行規則第二十一条の規定により、心肺機能停止状態の患者に対する別紙1の（2）、（3）及び（4）に掲げる救急救命処置は、医師の具体的指示を受けなければ、行ってはならないものであること。

なおこれらの救急救命処置の具体的内容及び医師の具体的指示の例については、別紙2を参照されたい。

### 別紙1

#### 救急救命処置の範囲

##### (1) 自動体外式除細動器による除細動

- ・処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。

##### (2) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液（別紙2参照）

##### (3) 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブによる気道確保（別紙2参照）

- ・気管内チューブによる気道確保については、その処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態及び呼吸機能停止の状態であること。

##### (4) エピネフリンの投与（(8)の場合を除く。）（別紙2参照）

- ・エピネフリンの投与（(8)の場合を除く。）については、その処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。

##### (5) 精神科領域の処置

- ・精神障害者で身体的疾患を伴う者及び身体的疾患に伴い精神的不穏状態に陥っている者に対しては、必要な救急救命処置を実施するとともに、適切な対応をする必要がある。

##### (6) 小児科領域の処置

- ・基本的には成人に準ずる。
- ・新生児については、専門医の同乗を原則とする。

##### (7) 産婦人科領域の処置

- ・墜落産時の処置……臍帯処置（臍帯結紮・切断）、胎盤処理、新生児の蘇生（口腔内吸引、酸素投与、保温）
- ・子宮復古不全（弛緩出血時）……子宮輪状マッサージ

##### (8) 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与

- ・処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていること。

- (9) 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取
- (10) 血圧計の使用による血圧の測定
- (11) 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送
- (12) 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去
- (13) 経鼻エアウェイによる気道確保
- (14) パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- (15) ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定
- (16) 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ
- (17) 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
- (18) 口腔内の吸引
- (19) 経口エアウェイによる気道確保
- (20) バッグマスクによる人工呼吸
- (21) 酸素吸入器による酸素投与
- (22) 気管内チューブを通じた気管吸引

別紙 2 (略)

## ○消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）

第二条 この法律の用語は左の例による。

2～8 (略)

9 救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

## ○消防法施行令（昭和二十六年法律第二百二十六号）

（救急隊の編成及び装備の基準）

第四十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員をもつて充てるようにしなければならない。

- 一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

#### 第四十四条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する都道府県の職員をもつて充てるようにしなければならない。

- 一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

### ○消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（救急業務に関する講習の課程を修了したものと同等以上の学識経験を有する者）

第五十一条の二 令第四十四条第三項第二号及び令第四十四条の二第三項第二号の総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三条の規定による救急救命士の免許を受けている者
- 二 消防庁長官が前条に定める講習の課程を修了した者と同等以上の学識経験を有すると認定した者

### ○救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）

第二条 この基準において救急隊員とは、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第三項又は第四十四条の二第三項に該当する者をいう。

第三条 救急隊員は、傷病者を医療機関その他の場所に收容し、又は救急現場に医師が到着し、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、傷病者の状態その他の条件から応急処置を施さなければその生命が危険であり、又はその症状が悪化する恐れがあると認められる場合に応急処置を行うものとする。

第四条 応急処置は、次の各号に掲げる原則に従つて行うものとする。

- 一 短時間に行うことができ、かつ効果をもたらすことが客観的に認められている処置であること。

二 複雑な検査を必要とすることなく、消防庁長官が別に定める装備資器材を用いて行う処置であること。

第六条 救急隊員は、前条の観察等の結果に基づき、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い応急処置を行うものとする。

区分	方法	
(一) 意識、呼吸、循環の障害に対する処置	ア 気道確保	<p>(ア) 口腔内の清拭 直接手指又は手指にガーゼを巻き、異物を口角部からかき出す。</p> <p>(イ) 口腔内の吸引 口腔内にある血液や粘液等を吸引器を用いて吸引し除去する。</p> <p>(ウ) 咽頭異物の除去 背部叩打法又はハイムリック法により咽頭異物を除去する。</p> <p>(エ) 頭部後屈法又は下顎挙上法による気道確保 頭部後屈法又は下顎挙上法で気道を確保する。</p> <p>(オ) エアーウェイによる気道確保 気道確保を容易にするためエアーウェイを挿入する。</p>
	イ 人工呼吸	<p>(ア) 呼気吹き込み法による人工呼吸 次の方法により直接傷病者の口や鼻から呼気を吹き込む。</p> <p>a 口対口による人工呼吸</p> <p>b 口対鼻による人工呼吸</p> <p>c 口対ポケットマスクによる人工呼吸</p> <p>(イ) 手動式人工呼吸器(マスクバック人工呼吸器)による人工呼吸 手動式人工呼吸器を用いて人工呼吸を行う</p> <p>(ウ) 自動式人工呼吸器による人工呼吸 自動式人工呼吸器を用いて人工呼吸を行う。</p> <p>(エ) 用手人工呼吸 ジルベスター法変法又はアイブイ法等により人工呼吸を行う。</p>
	ウ 胸骨圧迫心マッサージ	手を用いて胸骨をくり返し圧迫することにより心マッサージを行う。
	エ 除細動	自動体外式除細動器による除細動を行う。
	オ 酸素吸入	加湿流量計付酸素吸入装置その他の酸素吸入器による酸素吸入を行う。
(二) 外出血の止血に関する処置	ア 出血部の直接圧迫による止血	出血部を手指又はほう帯を用いて直接圧迫して止血する。
	イ 間接圧迫による止血	出血部より中枢側を手指又は止血帯により圧迫して止血する
(三) 創傷に対する処置	創傷をガーゼ等で被覆しほう帯をする。	
(四) 骨折に対する処置	副子を用いて骨折部分を固定する。	
(五) 体位	傷病者の症状や創傷部の保護等に適した体位をとる。	
(六) 保温	毛布等により保温する。	
(七) その他	傷病者の生命の維持又は症状の悪化の防止に必要と認められる処置を行う。	

2 前条第二項に規定する救急隊員は、前項に掲げるもののほか、前条の観察等の結果に基づき、傷病者の症状に応じて、次の表の上欄に掲げる事項について下欄に掲げるところに従い応急処置を行うものとする。

区分	方法	
(一) 意識、呼吸、循環の障害に対する処置	ア 気道確保	(ア) 吐物及び異物の除去 喉頭鏡及び異物除去に適した鉗子等を使用して吐物及び異物を除去する (イ) 経鼻エア－ウェイによる気道確保 気道確保を容易にするため経鼻エア－ウェイを挿入する。
	イ 胸骨圧迫心マッサージ	自動式心マッサージ器を用いて心マッサージを行う。
(二) 血圧の保持に関する処置並びに骨折に対する処置	ショック・パンツを使用して血圧の保持と骨折肢の固定を行う。	
(三) その他	在宅療法継続中の傷病者の搬送時に、継続されている療法を維持するために必要な処置を行う。	

3 救急救命士（救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第二項に規定する救急救命士をいう。）の資格を有する救急隊員は、前二項に掲げるもののほか、救急救命士法の定めるところにより、応急処置を行うものとする。

第七条 傷病者が医師の管理下にある場合において医師の指示があるときは、救急隊員は前二条の規定によることなく医師の指示に従い応急処置を行うものとする。

## ○歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）

第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。

二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2・3 （略）



## ○保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

第二十八条の二 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

## ○診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。

（画像診断装置を用いた検査の業務）

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。

## ○理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）

（定義）

第二条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

2～4 （略）

（業務）

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。

2・3 （略）

## ○臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）

（定義）

第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

（保健師助産師看護師法との関係）

第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和三十二年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）及び第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

2 （略）